

諮問第113号の答申 中間年における経済構造統計の整備について（骨子案）

本委員会は、諮問第113号による経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計の整備について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

I 答申の総括

- 今回の諮問は、統計改革を推進する一環として、本委員会の答申（諮問第102号の答申・平成29年12月19日）を踏まえて策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）（以下「第Ⅲ期基本計画」という。）において対応が求められている「経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備」の中核を成すものであり、今後の発展が期待されるもの。
- 具体的には、経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）の中間年における産業横断的な実態を把握・提供できるよう、「工業統計」、「商業統計」及び「特定サービス産業実態統計」（いずれも経済産業省が所管する基幹統計。以下「3統計」という。）の「経済構造統計」（総務省及び経済産業省共管の基幹統計）への発展的な統合・再編（諮問・その1）を行うとともに、それを実現する手段としての各種統計調査の統合・再編等（諮問・その2）を行おうとするもの。
- 今回の措置は、後記Ⅱのとおり、経済統計の体系的整備の基盤、中核となる重要な取組であり、これまで対応が難しかった第3次産業を中心とするよりの確な統計整備について、複数の省が連携して対応するという意味でも画期的。
- また、後記Ⅲに詳述するとおり、関連する基幹統計調査の計画においては、
 - ① 国民経済計算の推計精度向上への寄与等、一次統計と加工統計の連携強化への取組（経済構造実態調査）
 - ② 行政記録情報の活用拡大を通じ、事業所母集団データベース（以下「母集団DB」という。）のよりの確な整備（経済センサス-基礎調査）
 - ③ 外観調査やローリング調査（経済センサス-基礎調査）、調査事項に応じた報告者の限定や外部の調査実施事業者の活用（経済構造実態調査）など、報告者負担や統計調査業務の最前線を担う地方公共団体及び統計調査員における事務の効率化を考慮した調査設計
 - ④ 必要最小限の調査対象数でより安定的・詳細な結果を早期に提供するための事業所母集団データベース情報を活用した新たな集計方法の採用（経済構造実態調査）などを、高く評価。
- これらを総合的に判断した結果、諮問内容全体については、適当。
ただし、現時点において既に課題と認識される事項については、後記Ⅳに整理。また、新たな取組が多い中、その実施過程において、今後、明らかとなる事項も含め、PDCAサイクルの中で、更なる改善がなされ、政府が作成する経済統計の体系的整備がより一層促進され、作成される統計の広汎な利活用が実現されることを、強く期待。

（参考）「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）（抄）

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

(イ) 経済センサス・活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。

具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、平成31年度（2019年度）から実施することを予定している経済構造実態調査^(注10)（仮称。以下同じ。）を中心に、これと同時・一体的に実施する工業統計調査や、プロファイリング活動及びローリング調査^(注11)に移行することが計画されている経済センサス・基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を32年度（2020年度）からの中間年の各年に作成・提供する。（後略）

(注10) 総務省と経済産業省の共管調査（結果集計は、独立行政法人統計センターが実施予定）

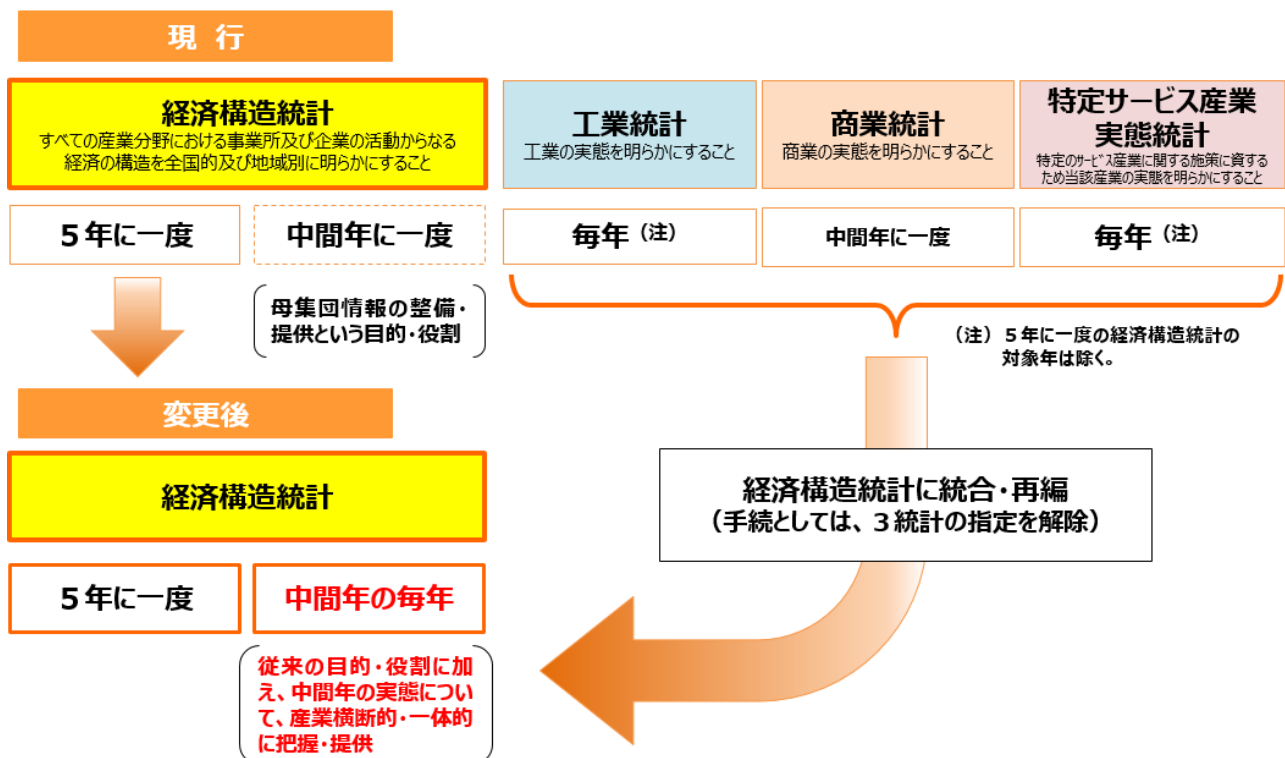
(注11) 全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法

II 基幹統計の統合・再編

1 諮問の内容

活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）の整備・充実を図るため、図1のとおり、3統計を経済構造統計に統合・再編し、それに伴い、3統計それぞれについてなされている基幹統計の指定を解除するもの。

図1 基幹統計の統合・再編の概念図



2 解除の適否及び理由等

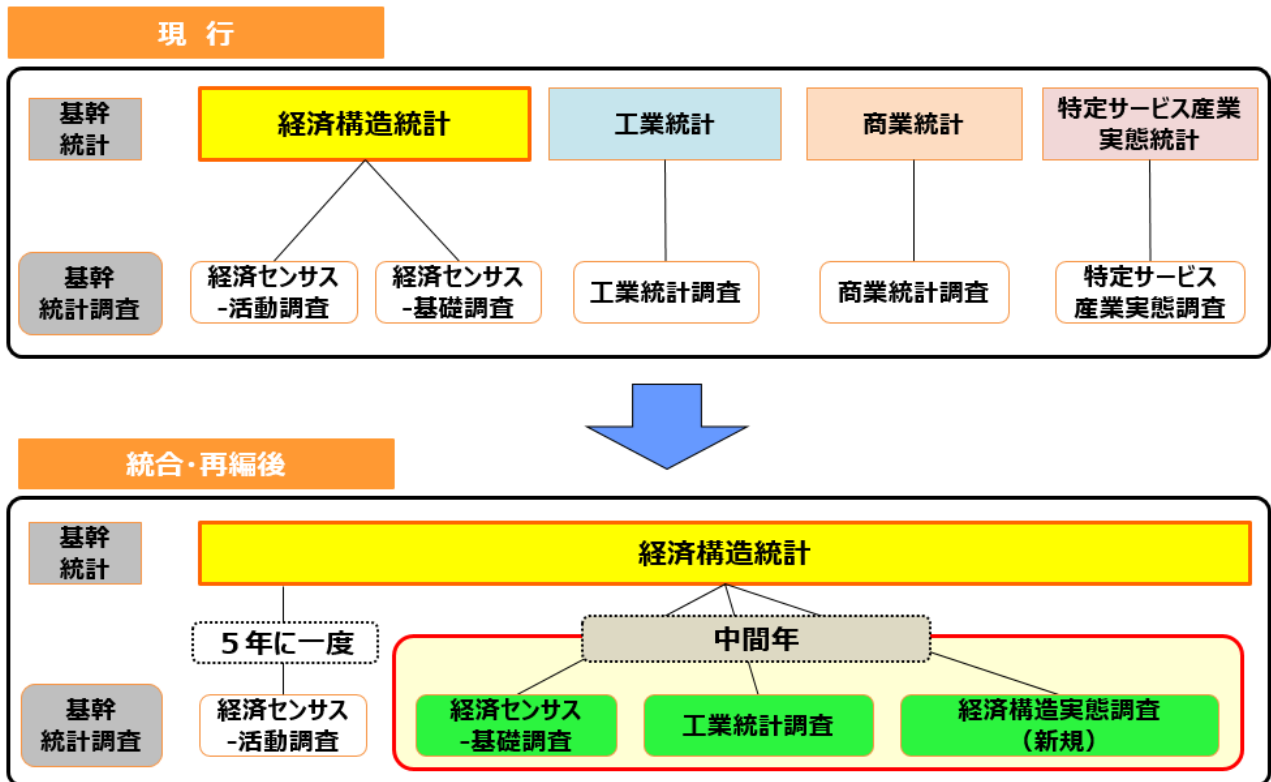
- 3統計は、従前、活動調査により5年に一度作成される経済構造統計の中間年において、産業別の実態を明らかにする統計として位置づけられてきたもの。
- その後、統計改革の推進を検討する過程において、活動調査の中間年における産業横断的な統計整備に関するニーズが顕在化する中、3統計が産業別に並立した現状では、これらニーズへの的確な対応には限界があるとの認識がなされるようになり、第Ⅲ期基本計画においても、経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備が、政府方針として盛り込まれたところ。
- 統計法に基づく基幹統計の指定者である総務大臣においては、その取組の具体化を図るため、所管省の垣根を越えて、3統計の経済構造統計への発展的な統合・再編を行い、もって、①主要産業の経済実態に係る一体的な統計を、毎年作成・提供し、経済構造統計全体を充実するとともに、②国民経済計算の精度向上に資することを含め、利活用の一層の向上を図ろうとするものであり、今回の直接の諮問内容である3統計に係る基幹統計としての指定解除は、適当。本委員会においても、この取組の方向性を強く支持。
- なお、SUT（供給・使用表）体系への移行のための枠組みと位置づけられている「ビジネスサーベイ」については、「統合・拡充したサービス産業関連統計調査、年次化した商業統計調査、工業統計調査等により構成される国民経済計算の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するための新たな枠組み」と第Ⅲ期基本計画に位置づけられているところであり、現状においては、特定の統計又は特定の調査を意味するものではないが、SUTの具体化に係る今後の検討の過程で、経済構造統計との関係も改めて整理することが必要であると考えることを付言。

Ⅲ 基幹統計調査の統合・再編等

1 統合・再編等の全体像

- 活動調査の中間年においては、現在、総務省が事業所・企業の母集団名簿の整備を主目的とする経済センサス-基礎調査（以下「基礎調査」という。）を行う一方、経済産業省が産業ごとの実態を把握するために、工業統計調査（以下「工業調査」という。）、商業統計調査（以下「商業調査」という。）及び特定サービス産業実態調査（以下「特サビ実態調査」という。）を実施。
- 今回の諮問は、**図2**のとおり、中間年の経済構造統計を整備するため、①基礎調査の実施方法の見直し、②商業調査及び特サビ実態調査等を統合した「経済構造実態調査」の創設（総務省及び経済産業省との共管調査）、③工業調査を総務省との共管調査としようとするもの（経済構造実態調査と工業統計調査は同時・一体的に実施）。また、②に伴い、商業調査と特サビ実態調査を廃止しようとするもの（統計法の手続上は「中止」）。
- これらの取組を実行することにより、①事業所及び企業を対象とする統計調査の共通基盤である母集団DBの更なる整備・充実に加え、②GDPの9割以上を占める経済活動の太宗を把握する統計が、中間年においても毎年作成・提供されることとなり、国民経済計算の年次推計の精度向上はもとより、統計を用いた合理的な意思決定にも大いに寄与するものと期待。

図2 基幹統計と基幹統計調査の対応関係及び統合・再編等の概念図



2 経済センサス - 基礎調査の実施

(1) 基礎調査の意義・必要性

- 事業所・企業を対象とする統計調査の効率的な実施や結果の比較性向上を図るためには、調査対象を選定する基礎となる母集団名簿が整備され、適切に更新されていることが重要。
- このため、総務省では、基礎調査及び活動調査等の結果を活用して母集団DBを運用するとともに、法人登記・労働保険情報を用いた照会業務により、経常的に事業所の新設・改廃の情報を把握し、母集団DBの整備を実施。
しかし、照会業務については、以下のような課題が存在。
 - ① 廃業した場合の法人登記が励行されておらず、廃業の相当部分が捕捉困難
 - ② 登記上の所在地と実際の所在地が異なるケースも多数存在
 - ③ 一人で事業を営み、雇用者がいない場合、雇用保険の手続による捕捉が困難
- また、母集団DBについては、法人企業統計調査（財務省所管の基幹統計調査）の母集団名簿との間に100万法人以上のかい離が指摘されているほか、新たな経済活動の発生に伴う事業所のよりの確な把握が求められているところ。
- これらの課題解決に当たっては、現行の母集団DBの経常的な整備事業での対応に限界があるところであり、事業所を直接確認する活動を行うことは不可欠と判断。一方で、膨大かつ多様な事業所を効率的・効果的に把握するためには、報告者及び調査実務者双方の負担軽減への配慮が必要。

(2) 調査計画の概要

総務大臣から申請（平成30年4月5日付け総統支第198号「基幹統計調査の実施について（申請）」）された基礎調査の計画の概要は、次のとおり。

【調査の目的】

- 母集団DBの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにする。

【調査対象の範囲・報告者数】

- ① 農林漁業など一部の産業を除く国内の全ての事業所を対象とする。
- ② 甲調査（民営事業所を対象とする調査）については、法人番号の通知状況等の行政記録情報を活用して母集団情報の充実を図り、約770万事業所を対象とする（前回調査時は約620万事業所）。
- ③ 乙調査（国又は地方公共団体の事業所を対象とする調査）については、約15万事業所を対象とする。

【調査事項・調査方法】

① 甲調査

統計調査員が担当調査区内を巡回して、外観から事業所の名称、所在地及び活動状態を把握（以下「外観調査」という。）し、タブレット端末を使用して報告する。新たに把握した事業所（以下「新規把握事業所」という。）に対してのみ調査票を配布して、表1に掲げる事項について、郵送又はオンラインにより報告を求める。

② 乙調査

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が、電子メールにより、事業所ごとに調査票を配布し、表1に掲げる事項を調査票に入力し、報告する。

表1 基礎調査の調査事項

区 分		調 査 事 項
甲調査	既存の事業所	名称、所在地、活動状態
	新規に把握した事業所	名称、電話番号、所在地、活動状態、従業者数、主な事業の内容、業態、事業所の年間総売上（収入）金額、開設時期、経営組織、法人番号、単独事業所・本所・支所の別、本所・本社・本店の名称・電話番号・所在地、組織全体の主な事業の内容、組織全体の年間総売上（収入）金額、資本金等の額
乙調査	既存の事業所	名称、所在地、活動状態
	新規に把握した事業所	名称、電話番号、所在地、活動状態、職員数、主な事業の内容、事業の委託先の名称・電話番号及び所在地

【調査時期】

① 甲調査

全国一律に同一の時点で一斉に調査を行うのではなく、平成31年（2019年）6月1日から平成32年（2020年）3月31日までの10か月間をかけて、順番に調査する（いわゆるローリング調査）。

② 乙調査

毎年6月1日現在で全国一斉に調査する。

【集計事項】

① 速報集計では、事業所の活動状態に関する集計を行う。

② 確報集計では、事業所の活動状態に関する集計に加えて、新規把握事業所について、調査票で把握した内容の集計を行う。

【公表時期】

① 甲調査

速報は平成32年（2020年）6月末日までに、確報は同年12月末日までに公表する。

② 乙調査

調査実施翌年の6月末日までに公表する。

(3) 承認の適否及び理由等

- 今回の調査計画については、次に掲げる観点から、いずれも画期的な取組と評価でき、適当。
 - ① 長年の懸案であった法人企業統計調査の母集団名簿とのかい離を縮小し、事業所・企業を対象とする統計調査の効率的な実施に不可欠な母集団DBの更なる整備・充実に資するもの
 - ② 外観調査を原則とし、新規把握事業所のみに対して調査票を配布する対応については、770万に上る事業所を対象にする調査にあつて、報告者及び地方公共団体・統計調査員双方の負担軽減を図りつつ、事業所の存廃実態を的確に把握しようとするもの
 - ③ ローリング調査も今回新たに導入される手法であるが、地方公共団体及び統計調査員の業務を一時期に集中することを避け、業務量の平準化を図ることで実査負担の軽減を図ろうとするもの
- なお、法人企業統計調査の母集団情報との乖離解消を確実に達成するため、外観調査による確認や調査票の配布・回収が困難な事業所については、国が郵送等による調査票の配布・回収の手法を併せ行うこととしていることも適当。
- ただし、今回の調査結果については、調査票の配布対象である新規把握事業所を中心に集計され、既存事業所との合算集計は事業所の活動状態に係る事項に限定。そのため、公表に当たっては、利活用上の注意点等の情報提供を工夫・充実し、作成される統計の有用性の向上を図ることが必要。また、母集団DBの情報を用いて作成されるいわゆる「レジスター統計」の提供についても、検討を加速することが必要。
- また、母集団DBのよりの的確な整備・更新のためには、照会業務とは別に、何らかの確認作業を継続することが必要と考えられるものの、それが、今回計画される基礎調査の継続的な実施であるのか、別の方法によるものかは、現時点では判断は困難。ついては、本調査の在り方を含め、平成34年（2022年）以降における事業所の適切な確認作業

の態様について検討することが必要。

- さらに、個人経営の事業所を含め、経済活動の変化・事業所形態の多様化をよりの確に把握するためには、更なる行政記録情報等の活用に向けた検討が必要であることも併せて指摘。

3 経済構造実態調査の実施

(1) 経済構造実態調査の意義・必要性

- 中間年における産業別の統計については、従前、工業調査、商業調査、特サビ実態調査等の結果により提供。しかし、それらは専ら産業別の統計調査であり、副次的に行われる事業活動を含めた企業全体の活動を産業横断的に把握することは困難。
- そこで、第Ⅲ期基本計画では、表2のとおり、中間年経済構造統計の整備のために措置することが求められたところ。
- 本調査の創設は、第Ⅲ期基本計画で示された方向に沿って実現を図るものであり、経済構造統計を軸とした経済統計の体系的整備という観点からも、その実行が求められているもの。

表2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)(抄)

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進	◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査(拡大調査部分)及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。	総務省、 経済産業省	平成31年度(2019年度)から実施する。
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	総務省、 経済産業省	平成31年度(2019年度)から同時実施し、平成34年(2022年)調査の企画時までには結論を得る。

(2) 調査計画の概要

総務大臣及び経済産業大臣から申請(平成30年4月5日付け総統経第49号及び20180330統第1号「基幹統計調査の実施について(申請)」)された経済構造実態調査の計画の概要は、次のとおり。

【調査の目的】

- 製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

【調査対象の範囲・報告者の選定方法】

① 甲調査(産業横断的に実態を把握する調査)

- 個人経営の企業及び農林水産業、建設業等、一部の産業に属する企業を除くおおむ

ね全ての産業分野の企業を対象とする。

- 日本標準産業分類における大分類、中分類及び小分類のいずれの分類においても、売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業から報告を求める（約20万企業）。

② 乙調査（現行の特サビ実態調査を引き継ぐ調査）

- 特定のサービス産業に属する企業又は事業所を対象とする。
- 無作為抽出により報告者を選定する（約4千企業、約4万8千事業所）。

【調査事項】

① 甲調査

中間年の経済構造統計として毎年把握することが必要と考えられる事項に限定することとし、図3のとおり、調査事項（調査票）を三区別し、区分ごとに報告者を限定する（いわゆる「3階建て構造」）（図3①については約20万企業、②については約3万企業、③については約3千企業）。

② 乙調査

乙調査については、現行の特サビ実態調査の調査事項のうち、甲調査で把握される経理事項以外の事項を基本的に継続する。

図3 経済構造実態調査の調査事項

甲調査	乙調査
<p style="text-align: center;">製造業及びサービス業の企業 (個人経営の企業、一部産業に属する企業を除く)</p> <p>①産業大・中・小分類のそれぞれにおいて売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の属性事項 ・売上総額及び商品販売額 ・費用総額及び費用の主要項目別金額 ・事業活動別の売上金額 等 <p style="text-align: right;">(卸売業・小売業に属する企業のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年初及び年末商品手持ち額 ・年間商品仕入額 <p>②同売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業 ※製造業を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区分別の費用割合 ・一事業区分に係る費用の項目別金額 <p>③有価証券報告書等提出企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業においては資本金2億円以上）の企業及び相互会社</p> <p>(傘下事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動 ・売上総額 等 <p style="text-align: right;">(卸売業・小売業に属する事業所のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業販売額及び小売業販売額 ・小売業の売場面積 ・卸売業販売額の本支店間移動の割合 	<p style="text-align: center;">特定サービス産業の事業所・企業</p> <p>○特定のサービス産業において、抽出された企業又は事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種ごとの事業特性事項

【調査時期】

- 甲調査、乙調査とも、毎年、5月下旬～6月下旬にかけて実施する（ただし、活動調査の実施年を除く。）。

【調査方法】

- 甲調査、乙調査とも、外部の調査実施事業者を活用し、郵送による調査票の配布、郵

送・オンライン調査による調査票の回収によって実施する。

【集計事項】

- ① 甲調査は、産業別経営組織別の企業等数、売上（収入）金額等、調査事項の内容を反映した形で、集計を行う。
なお、第2面を除き、調査から得られるデータに加え、母集団DBに格納されているデータを使用し、調査対象外を推計の上、我が国全体を集計。
- ② 乙調査においては、これまで、特サビ実態調査において行っていた都道府県別集計を取りやめる。

【集計結果】

- ① 一次公表：調査実施年の翌年3月末までに公表
- ② 二次公表：調査実施年の翌年7月末までに公表
- ③ 三次公表：調査実施年の翌年10月末までに公表

【工業調査との同時・一体的実施】

製造業を主業とする単独事業所企業にあつては、工業調査の調査票のみを配布し、経済構造実態調査の集計に当たっては、工業調査からデータを移送、推計の上、活用する。

複数事業所企業にあつては、経済構造実態調査と工業調査の両調査票を同時に送付し、企業に係る情報については前者で、事業所に係る情報については後方で報告を求める。

(3) 承認の適否及び理由等

- 経済構造実態調査は、中間年経済構造統計の作成に当たり、中核となるデータを提供するものであり、商業調査、特サビ実態調査等を統合した上で、第三次産業全般に対象に拡大し、更に製造業も対象とすることで、GDPの9割以上を占める経済活動の実態や企業の多角化の状況、商業マージンに関する情報等を毎年提供することを可能とする画期的な調査。
- これにより、国民経済計算の推計にあつては、推計の基礎となる年次データが必ずしも十分でなかった中間年の現状に対して、より充実したデータを提供することとなり、その推計精度の改善に大きな前進をもたらすものとして期待。
- また、調査事項の区分ごとに報告者を限定する3階建て構造の設計はもちろん、結果の精度を維持し、早期提供を図るための観点を担保しつつ、プレプリントの広汎な採用や、報告者の産業区分によって調査事項をカスタマイズした調査票を準備するなど、報告者における負担軽減について、できる限り配慮。
- 以上の点を勘案すると、今回の計画は、一次統計における報告負担に配慮しつつ、加工統計との連携を体現した優れた事例として、高く評価。
- ただし、甲調査第1面の調査事項として申請された電子商取引については、・・・(P)
- なお、乙調査を中心に申請書に添付された調査票及び集計事項一覧に多数の誤植が見られることから、速やかに精査した上で総務省に報告すること。

4 工業統計調査の変更

(1) 変更の概要

経済産業大臣から申請（平成30年4月5日付け20180330統第3号「基幹統計調査の変更について（申請）」）された工業調査の計画の概要は、次のとおり。

【調査の目的】

- 「我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るための工業統計を作成することを目的とする。」から「我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。」に変更する。

【調査実施者】

- これまで経済産業省が実施する調査として行ってきたものを、総務省と経済産業省の共管調査として実施する。

(2) 承認の適否及び理由等

- 従前、工業統計が基幹統計として指定され、工業調査は、それを作成するための調査としての位置付けを有していたが、活動調査の中間年における経済構造統計の整備の一環として、工業統計は経済構造統計に統合・再編される予定。
本調査の目的の変更は、これに伴うものであり、适当。
- なお、先述の通り、工業調査は、新たに計画されている経済構造実態調査と同時・一体的に実施することを計画。具体的には、①単独事業所企業であるか、複数事業所企業であるかによる調査票の配り分け（前者については、工業調査の調査票のみを配布）、②工業調査により把握した単独事業所企業の情報について、経済構造実態調査の集計の際に移送を予定。
- 工業調査の共管化は、これら対応を含めた両調査の円滑な実施のために相応の効果が期待されることから适当。

(3) 統計委員会諮問第83号の答申（平成28年1月21日付け府統委第22号）で示された「今後の課題」への対応状況

- 工業調査については、統計委員会の諮問第83号の答申において、「従業者数の把握範囲の整理」及び「オンライン調査の更なる推進」の2点を、今後の課題として指摘。
- このうち、「従業者数の把握範囲の整理」については、「経済センサスを軸とした産業関連統計の体系的整備の観点からは、特段の支障がない限り、経済センサスにおける把握方法に合わせる事が望ましい」とされていたものであるが、その指摘に沿って、既に対応済み（平成28年5月31日承認）。
- また、「オンライン調査の更なる推進」については、従前、複数事業所を有する企業に限って認めていたオンライン調査を、平成29年調査から、単独事業所を含む調査全体に拡大し、その結果、平成29年調査におけるオンライン回答数は、30,975事業所（16.1%）（複数事業所を有する企業・事業所である報告者に限って認めていた直近の平成26

年調査では2,523事業所（1.2%）。また、調査用品（ポスター、リーフレット、調査票配布用封筒、調査票の記入の仕方）に「インターネット回答を推奨する」旨を記載するほか、調査票配布時に調査員より同旨の説明を徹底するよう指導等が実施されていることから、適切に対応されていると判断でき、今後も同様の対応を期待。

（４）平成32年（2020年）における工業統計調査等に係る地方公共団体の事務の輻輳

- 平成32年（2020年）においては、農林業センサス（農林水産省所管の基幹統計調査）、工業調査、国勢調査（総務省所管の基幹統計調査）と、地方公共団体の統計主管課を経由して実施される調査員調査が連続して実施されることとなり、地方公共団体における事務負担の輻輳が想定。
- 特に、工業調査の実施事務と国勢調査の準備事務との間における大規模な輻輳が初めて生じることとなり、地方公共団体における円滑な事務遂行に懸念。
- ついては、工業調査に係る地方公共団体における事務負担の軽減について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、平成32年（2020年）の調査計画案を早急の検討・策定することが必要。

5 商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の中止

（１）申請の概要

- 経済産業大臣からの申請（平成30年4月5日付け20180330統第2号「基幹統計調査の中止について（申請）」）では、商業調査及び特サビ実態調査を廃止（統計法に基づく手続上は「中止」）する計画。

（２）承認の適否及び理由等

IV 今後の課題等

1 横断的な課題等

（１）一次統計と加工統計の更なる連携強化

（２）経済関連統計の体系的整備に向けた一層の取組推進

2 経済センサス - 基礎調査

- 今回の調査結果については、調査票の配布対象である新規把握事業所を中心に集計され、それ以外の既存事業所との合算集計は、事業所の活動状態に係る事項に限定。そのため、公表に当たって、利活用上の注意点等の情報提供を工夫・充実し、作成される統計の有用性の向上を図ること。また、母集団DBの情報をを用いて作成されるいわゆる「レジスター統計」の提供についても検討を加速すること。
- 母集団DBのよりの確な整備・更新に当たっての本調査の在り方を含め、平成34年（2022年）以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること。

- 個人経営の事業所を含め、経済活動の変化をよりの確に把握するためには、更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団情報の整備・充実を検討すること。

3 経済構造実態調査

- SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、平成34年（2022年）以降における調査の範囲や調査事項等の見直しについて検討すること。
- 中間年における産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討すること。

4 工業統計調査

- 平成32年（2020年）における工業調査と国勢調査との業務輻輳の発生を踏まえ、工業調査に係る地方公共団体における事務負担の軽減について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、平成32年（2020年）の工業調査の企画時期までに結論を得ること。
- 製造業については、現在、基準年は活動調査、中間年は工業調査を用いて時系列比較がなされているが、両者には少なからず断層が生じ、その要因として、双方の母集団名簿が異なること（前者は母集団DB、後者は独自名簿を使用）も一因。このため、工業調査についても、今後における経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、母集団DBの年次フレームを調査名簿として用いることについて検討すること。

以上